

菊川市に転入された方へ

次の手続きが必要となる場合がありますので、担当課でご確認ください。



手続きが必要となる方	菊川市での手続き	持ち物	担当部署・連絡先
マイナンバーカードをお持ちの方	表面記載欄へ新住所の記載、電子証明書の更新手続きが必要です。 ※転入後90日以内に手続きをしなかった場合、カードが廃止となってしまうため、ご注意ください。	マイナンバーカード (暗証番号の入力が必要になります。)	市民課住民記録係 (0537-35-0917)
転出元の市町村で国民健康保険に加入されていた方	菊川市国民健康保険への加入手続きが必要です。	本人確認書類	市民課国保年金係 (0537-35-0915)
後期高齢者医療に加入されていた方	手続き後、新しい資格確認書を後日郵送します。	転出した市町村からの書類 (記載内容確認書等)	市民課国保年金係 (0537-35-0915)
年金を受給されている方	・国民年金・厚生年金を受給されている方 ①マイナンバーと基礎年金番号が結びついている方は、原則手続き不要です。 ②マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方は、住所変更の手続きをしてください。 ・共済年金等を受給されている方 共済組合へ連絡をし、手続きを確認してください。		市民課国保年金係 (0537-35-0915)
水道を使用される方	上下水道使用開始届を水道事務所水道料金お客さまセンターまで提出してください。※本庁総合案内でもお手続きいただけます。		水道料金お客さまセンター (0537-73-1120)
125cc以下の他市ナンバー付きのバイク等を所有している方	他市ナンバーの廃車の手続きと菊川市ナンバーへの登録の手続きをしてください。	・他市のナンバープレート ・本人確認書類 ・標識交付証明書、販売証明書、自賠責保険証等の 車台番号を確認できるもの	税務課資産税係 (0537-35-0913) 市民課住民記録係 (0537-35-0917)
市の成人検診を希望される方	検診は申し込み制です。 内容については、「くらしの便利帳」保健・予防のページをご覧ください。		健康づくり課保健医療係 (0537-37-1112)

手続きが必要となる方	菊川市での手続き	持ち物	担当部署・連絡先
転出元の市町村で 要介護認定を 受けていた方	転入した日から14日以内に転出元の市町村で受けていた要介護認定を引き継ぐための申請手続きが必要です。10日～1か月程度でご自宅に被保険者証を郵送します。	対象者のマイナンバーが分かるもの	長寿介護課介護保険係 (0537-37-1253)
各種障害者手帳を お持ちの方	手帳の住所変更手続きが必要です。 ※障害者施設等に入所する方については、転出元の市町村でのお手続きが必要な場合があります。	各種障害者手帳 ※県外又は政令市からの転入の場合は マイナンバーが分かるもの	福祉課障がい者福祉係 (0537-37-1252)
重度障害者（児）医療費助 成受給者証をお持ちの方	新しい受給者証を発行します。 ※障害者施設等に入所する方については、転出元の市町村でのお手続きが必要な場合があります。	・各種障害者手帳 ・金融機関の預金通帳 （本人または家族名義のもの） ・医療保険の加入状況が確認できるもの （健康保険証、資格情報のお知らせ等） ・マイナンバーが分かるもの	
各種障害者手当を 受給されている方	住所の変更手続きが必要です。	各種手当の証書など	
自立支援医療（育成医療・ 更生医療・精神通院） を受給されている方	受給者証の住所変更手続き又は取得手続きが必要です。 ※障害者施設等に入所する方については、転出元の市町村でのお手続きが必要な場合があります。	・自立支援医療受給者証 ・医療保険の加入状況が確認できるもの （健康保険証、資格情報のお知らせ等） ・本人及び同じ健康保険証を お使いの方のマイナンバーが 分かるもの ・障害年金を受給している方は、 受給額が分かるもの	
障害福祉サービス（者・ 児）を利用されている方	障害福祉サービスの利用手続きの説明を行います。 ※障害者施設等に入所する方については、転出元の市町村でのお手続きが必要な場合があります。	転出元で利用していた受給者証 （お持ちであれば）	